

消防協会からのお願い

- 住宅用火災警報器は、平成23年6月までに全ての住宅において設置が義務化されています。また、本年6月には新築住宅に対する設置義務化から10年が経ち、火災時における適切な作動を確保するため、定期的な点検や本体を交換するなど適切な維持管理をお願いします。
- 「消防団協力事業所表示制度」とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。各事業所における御理解御協力をお願いします。

22

公益財団法人徳島県消防協会

〒770-0847 徳島市幸町3丁目79
TEL.088-625-8342 FAX.088-678-8346
✉info@tokushima-shoboukyokai.or.jp